

Q. 新十津川町保障融資制度について

食習慣の改善で予防可能な段階で見極めることができず重要であると認識しております。受診率の向上に向けては広報や新聞折り込み、防災無線での周知だけでなく、個別に電話や訪問で受診勧奨してまいります。



病気になる前から治療するよりも病気になるように予防する。また、病気にいかかって重症化する前に治療するのが基本であると認識しており、特に生活習慣病による重症化は、心筋梗塞や脳梗塞、腎不全などに結びつき、医療

費の面からみても非常に多額の費用を必要とし、長期入院につながる。予防医療という概念は、この前段である高血圧や糖尿病の段階で治療を開始し、病気を重症化させないというところにある。このことから、理想は医師や看護師を配置して訪問診療による予防医療であるが、本町は町立病院を有していないことや、訪問診療に必要な器具・装置を保有していないことから、現状では予防医療体制の構築は困難である。

したがって、今後も保健予防活動に重点を置き、健康増進に努めていくとともに、住民の健康に対する意識向上に啓発に努めていく。

新十津川町保障融資制度について



菅木 正文 議員

質問 商工業者向け保障融資制度は、平成19年度に利用者に有利な内容に改定されているが、現行の低金利政策により利用メリットが少ないことや、景気低迷による売上減少に伴う事業意欲の減退などにより利用が減っている。疲弊した商工業に活力を与えるための原動力となるように、市中金利の動向を見ながら時限立法として、個人事業所の連帯保証人を1名とし、融資利息の下限を撤廃、利子補給率を10割とする制度を検討してはどうか。

町長 昨年来の燃油・資材の高騰は中小企業者の経営を圧迫し、米国のサブプライムローンに端を発した国際的金融危機は円高を進行させ、日本経済を直撃した。しかし、決め手となる経済対策は見いだせず益々悪化の一途をたどり、回復の兆しは全く見えません。この状況下で、本町の保障融資制度の資金活用状況は極めて低い状態である。

町保障融資制度については、融資と利子補給により中小企業の経営基盤の強化が目的で「借りやすい制度」を目指してきたが、その分リスクを伴っているのも事実です。しかし「百年に一度の金融危機」といわれる状況下において、町の融資制度も条件の緩和策をとる必要があると考えており、早い時期に条件緩和策を決定し、中小企業者の期待に応えたい。具体的には、期間を限定して利子の全額補給、融資条件の緩和などを検討したい。